

(参考) 保護者へ配付用 学校の実情に合わせて適宜加筆修正し制度の内容を周知してください。

【奨学給付金】

家計が急変した世帯に対する

「生活保護受給世帯」、「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が182,500円未満の世帯」のほか「家計急変世帯」が支給対象となります。

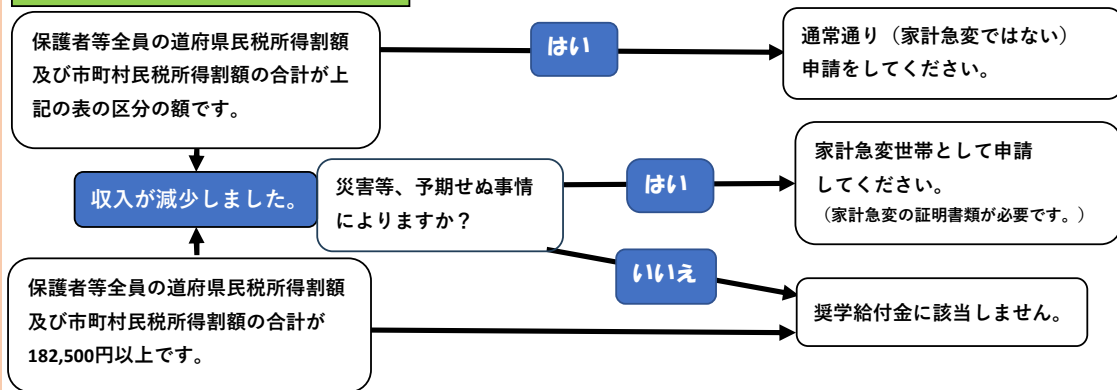
- ・「家計急変世帯」：災害等予期せぬ事態により収入が減少し、下記の表の区分に相当すると認められた世帯

		学校区分	1人あたり支給額 (年額)
生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等		全日制・定時制・通信制	32,300円
保護者等の 道府県民税 所得割及び 市町村民税 所得割	非課税の世帯の高校生等 (生活保護受給世帯を除く)	全日制・定時制	143,700円
	(年収目安 270万円未満)	通信制	50,500円
	合計額が100円以上 105,500円未満の世帯の高 校生等 (年収目安 270～380万円)	全日制・定時制	47,900円
		通信制	16,830円
	合計額が105,500円以上 182,500円未満の世帯の高 校生等 (年収目安 380～490万円)	全日制・定時制	35,930円
		通信制	12,630円

①7月までに家計が急変し、指定の期日までに申請があった場合は表の金額が支給されます。

②7月以降に家計が急変し、申請があった場合には、表の金額について申請の翌月以降の月数に応じて算定した金額が支給されます。

対象確認フローチャート



提出書類

家計急変での申請には、①～③の書類の提出が必要です。

①家計急変の発生事由を証明する書類	必ず提出…家計急変による申請理由書 該当する場合に提出…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、など
②家計急変の前と後の収入を証明する書類	【家計急変前】課税証明書等の写し ※保護者等全員分 【家計急変後】 (会社員等) 会社作成の給与見込、直近の給与明細書(3ヶ月分) など (個人事業主) 年間収支見込計算書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	個人番号カードの写し、または市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書および生計維持者の市町村民税における扶養親族を申告する書類など

※奨学給付金申請書【家計急変】、口座振込依頼書および通帳の写し等も必要となります。

提出先：山梨〇立〇〇高校 事務室
電話番号 △△△-〇〇〇〇